

# 天龍村公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年 3 月策定

令和 4（2022）年 3 月改訂



天 龍 村



## 目次

### 第1 公共施設等総合管理計画について

- 1 背景と目的 ..... 1
- 2 計画の位置付け ..... 1
- 3 施設の対象範囲 ..... 2

### 第2 天龍村について

- 1 概況 ..... 3
- 2 沿革 ..... 3

### 第3 本村を取り巻く社会的状況

- 1 総人口の推移 ..... 5
  - (1) 総人口と将来推計 ..... 5
  - (2) 将来の年齢別人口割合 ..... 6
  - (3) 人口ピラミッド ..... 7
- 2 将来人口推計 ..... 9
  - (1) シミュレーションの概要 ..... 9
  - (2) 総人口の見通し ..... 9
- 3 将来人口を実現するために ..... 11
  - (1) 移住・定住の促進に向けて ..... 11
  - (2) 出生数の確保に向けて ..... 11
- 4 財政状況 ..... 12
  - (1) 歳入の状況 ..... 12
  - (2) 歳出の状況 ..... 12
  - (3) 公営事業会計の歳入歳出 ..... 13
  - (4) 財政指標 ..... 13
  - (5) 有形固定資産減価償却率 ..... 14
- 5 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察 ..... 15

### 第4 公共施設等の現況及び将来の見通し

- 1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状 ..... 16
  - (1) 公共建築物の保有状況 ..... 16
  - (2) 築年別整備状況 ..... 17
  - (3) 耐震化実施状況 ..... 18
- 2 インフラ整備の状況 ..... 19
- 3 過去に行った対策の概要 ..... 20
  - (1) 施設数の縮減 ..... 20
  - (2) 各種計画の策定状況 ..... 20

4	将来の更新費用の推計	21
	(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法	21
	(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	22
	(3) 中長期的な経費の見込み	23

## 第5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1	計画期間	24
2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	25
3	現状や課題に関する基本認識	25
4	公共施設等の管理の数値目標	26
	(1) 公共建築物保有量の縮減目標	26
	(2) インフラ施設	26
5	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
	(1) 点検・診断等の実施方針	27
	(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	27
	(3) 安全確保の実施方針	27
	(4) 耐震化の実施方針	28
	(5) 長寿命化の実施方針	28
	(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	28
	(7) 統合や廃止の推進方針	29
	(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	29
6	P D C Aサイクルの推進	29

## 第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1	主な施設類型ごとの方向性	30
	(1) 文化系施設	30
	(2) スポーツ・レクリエーション系施設	31
	(3) 産業系施設	32
	(4) 学校教育系施設、子育て支援施設	33
	(5) 保健・福祉施設、医療施設	34
	(6) 行政系施設	35
	(7) 公営住宅	36
	(8) その他（公園施設含む）	37
	(9) インフラ施設	38

※ 表記数値は四捨五入で表示されているため、合計値などの算出数値が一致しない場合があります。

# 第1 公共施設等総合管理計画について

## 1 背景と目的

天龍村では、各種利用需要に対応するため公共建築物やインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の整備が行われてきました。しかし現在、人口の変化や高齢化社会の進行により、多様な行政需要や住民ニーズが変化してくることが予測され、公共施設等のあり方を見直すことが必要になっています。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが見込まれます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

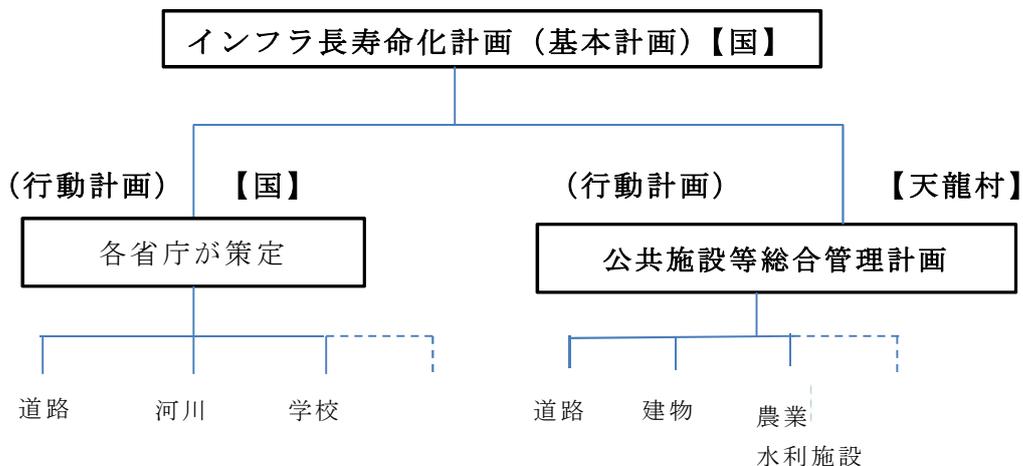
以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、天龍村公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を行うものです。

## 2 計画の位置付け

総合管理計画は、既存の公共施設等の機能を安全で快適に利用できる状態で維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

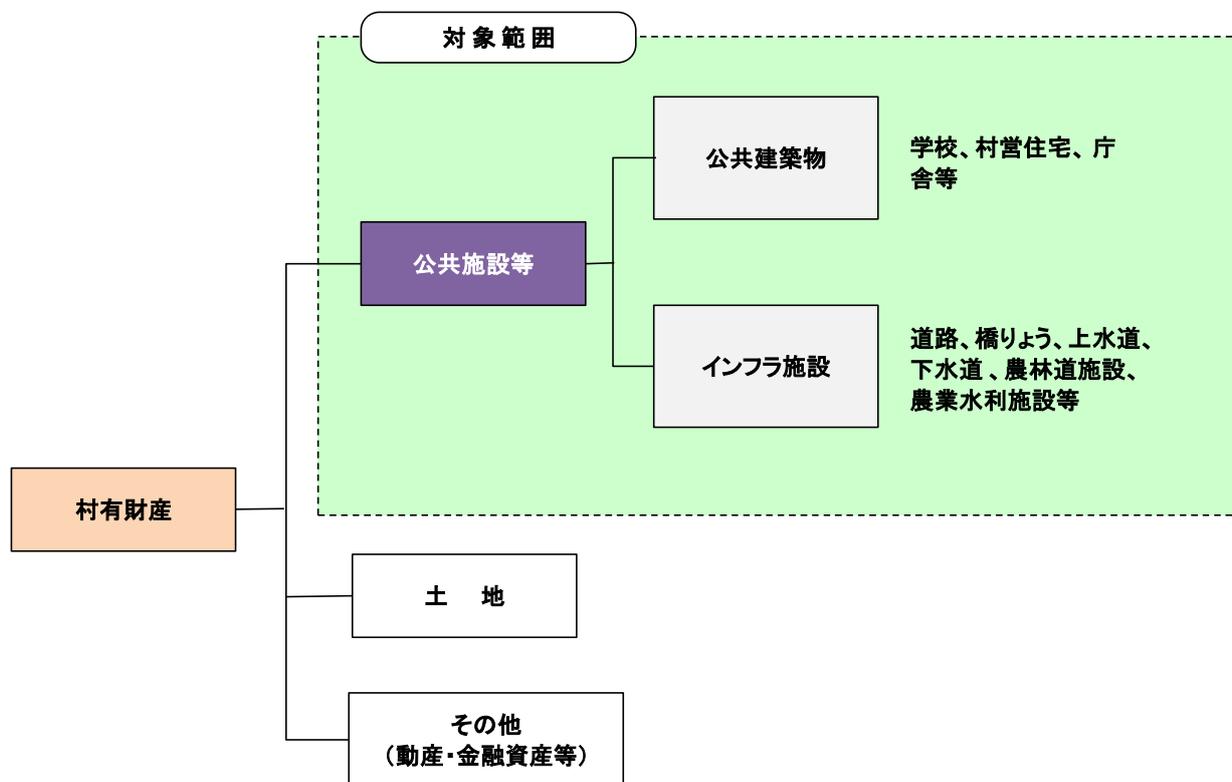
◇図表 1-1 本計画の位置付け



### 3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）年3月末時点の本村が所有する学校・村営住宅・庁舎等の公共建築物や道路、橋りょう、上水道、下水道、農林道、農業水利施設等のインフラ施設を対象とします。

◇図表 1-2 対象範囲の略図



## 第2 天龍村について

### 1 概況

本村は長野県の最南端、愛知・静岡両県に隣接し、東西 11.4 km、南北 9.9 km の不整形をなし、総面積 109.44 km<sup>2</sup>、その約 94% は山岳重畳、起伏のはげしい林野であり、村のほぼ中央を流れる天竜川とこれに注ぐ各支流沿いの両岸と山腹の一部にわずかに耕地が存在する純山村を呈しています。

地勢は、中央構造線の西側、中部山岳地帯の南端に位置し、本村最高峰の熊伏山(1,653.3m)、観音山(1,418.2m)、地蔵峠(1,196.6m)、そして遠山川、小河内川、早木戸川、虫川が深いV字溪谷をきざみ、海拔 280~1,000m の山ふところに集落が点在しています。

気候は、周囲を 1,000m 級の山脈と起伏の多い急傾斜地に囲まれているため、寒暖差の著しい内陸性を呈していますが、年平均気温 13.0℃、年間降雨量約 2,000 mm と高温多湿の気候で、シュロ、ゆず、カシ等暖帯性の植生が特徴的で県下では最も温暖な地帯です。

### 2 沿革

本村には縄文中期以降の出土品を数多くみることができます。文献では文和元(1352)年に武士の土着が明記され、中世の出城跡、神社も伝承されています。近世では江戸幕府の天領として天竜川を利用した材木運搬の要衝としてその役割を担っていました。

旧平岡村は、徳川時代遠州中泉氏の支配下にあり、幕末には駿府の代官飯島役所の所轄でした。明治 4(1871)年の廃藩置県当時は満島村、鶯巣村、長沼松島村と呼ばれ、遠山 10 か村の連合体を組織していました。翌 8(1875)年満島村は鶯巣村と合併し平岡村となり、長沼松島村は神原村となりました。明治 16(1883)年長沼松島村は神原村より分離して長島村となり、明治 22(1889)年平岡村と長島村が合併して平岡村となりました。

旧神原村も天領地で、明治 4(1871)年の廃藩置県当時は長沼松島村、福島村、坂部村、向方村の小さな村から始まり、遠山 10 か村の連合体の一部でした。明治 5(1872)年遠山 10 か村の連合体より分離し、長沼松島村、福島村、坂部村、向方村が合併して神原村となりましたが、明治 16(1883)年長沼松島村は神原村より分離して長島村となりました。翌 18(1885)年神原村は旦開村、和合村、売木村と連合体を組織しましたが、明治 21(1888)年の町村制施行に際し、その連合体から分離しています。昭和 27(1952)年町村合併促進法が公布され、その頃から県の広報活動等による合併の勧奨が盛んに行われるようになりました。昭和 31(1956)年 2 月 9 日長野県知事より平岡村、神原村の村長、議長宛てに町村合併の勧奨があり、昭和 31(1956)年 9 月 30 日天龍村が誕生し、今日に至っています。

明治末から大正初期にかけて旧王子製紙が遠山川流域を大規模に伐採したことにより域内の木材活況期を迎え、人口も 4,000 人台を数えていました。人と

山との深いかかわりの経済的側面を物量的に例証した一時期で、他地域から流入した山林労務者等がこの地域に定着し、その後、昭和 12（1937）年三信鉄道（現：J R 飯田線）の開通を迎え、これに伴う工事従事者の流入等で昭和 10（1935）年には 6,199 人となっていました。

第二次大戦後当時は、日本最大規模の平岡ダム工事により昭和 25（1950）年には 8,337 人を擁するに至りました。昭和 31（1956）年の合併時には平岡ダム工事の完成により、6,452 人に減少（社会的減）しました。その後の高度経済成長時代に伴い若年層の都市部への流出が始まり、以来深刻な過疎の状況が続いています。

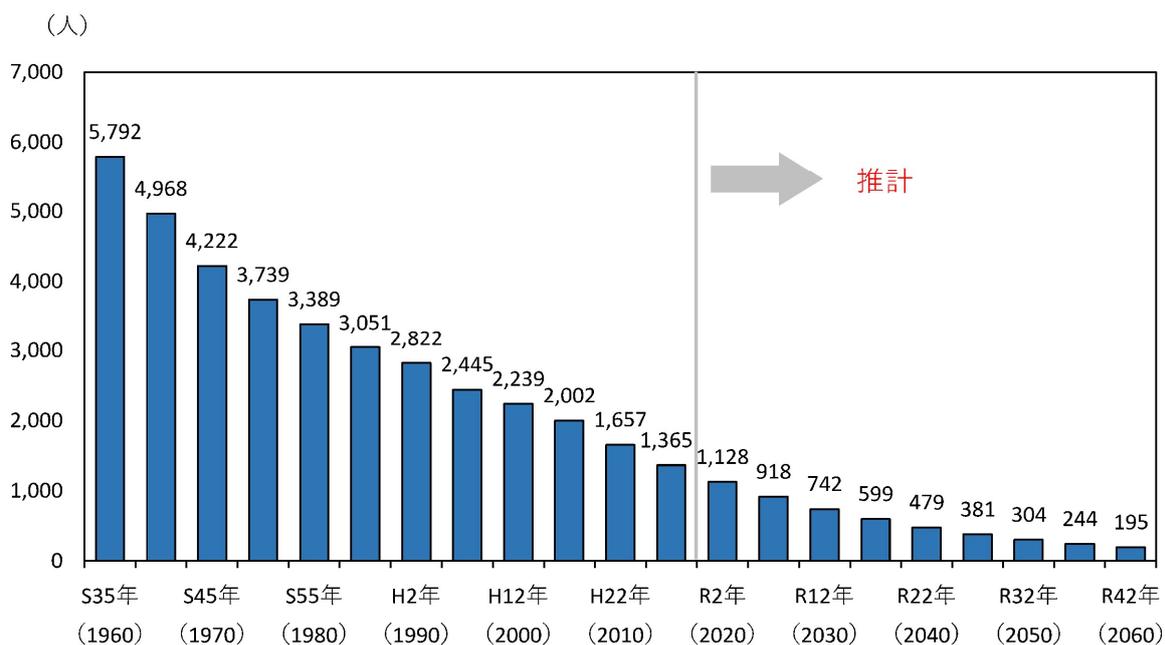
### 第3 本村を取り巻く社会的状況

#### 1 総人口の推移

##### (1) 総人口と将来推計

昭和31年(1956年)に平岡村と神原村が合併し現在の天龍村が発足して以来、人口が減少し続けており著しく過疎化が進んでいます。昭和35年(1960年)には5,792人だった人口も、平成27年(2015年)には1,365人になっています。今後も減少は進み、令和7年(2025年)には1,000人を下回ることが予想されています。

◇図表 3-1 総人口の推移



資料：天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R3.3)

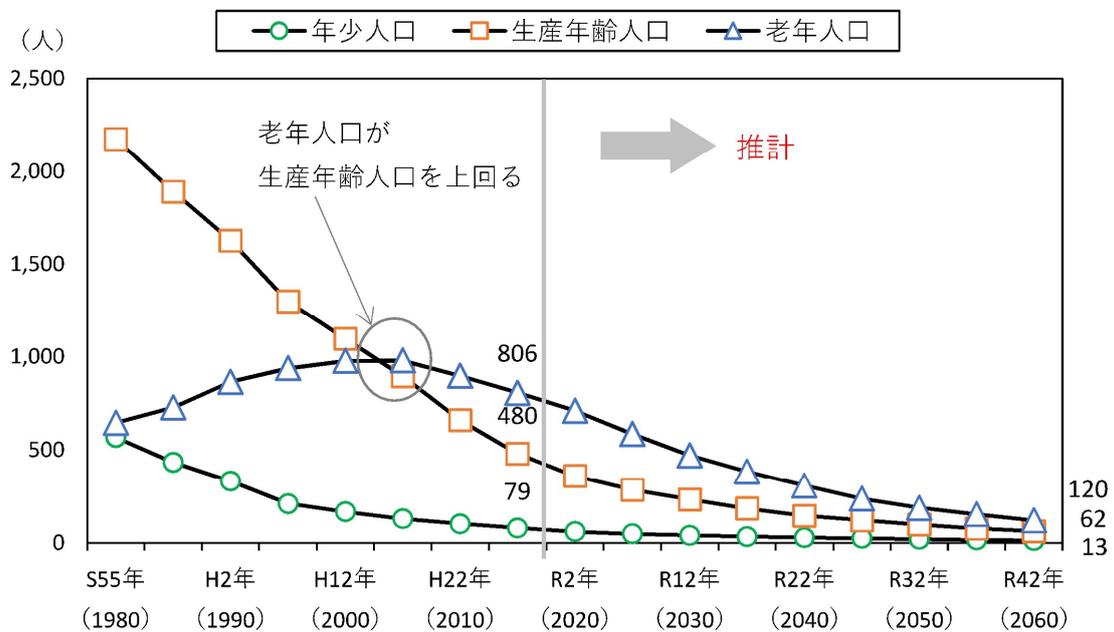
## (2) 将来の年齢別人口割合

「年少人口」(0-14歳)は一貫して減少傾向にあり、平成27年(2015年)には79人と100人を下回りました。令和2年(2020年)以降も緩やかに減少し続けると見込まれます。

「生産年齢人口」(15-64歳)は、昭和55年(1980年)以降ほぼ同様の減少率で減少を続けており、令和2年(2020年)以降は減少速度が緩やかになるものの、今後も減少すると見込まれます。

「老年人口」(65歳以上)は平均寿命の上昇や、団塊の世代の加齢により増加を続け、平成17年(2005年)ごろにピークを迎え、生産年齢人口の数を上回りました。しかし、老年人口も平成22年(2010年)以降は減少に転じており、この傾向は令和42年(2060年)まで継続すると見込まれます。

◇図表 3-2 年齢3区分別人口の推移



資料：天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R3.3)

◇図表 3-3 年齢3区分別人口割合の推移

単位：%

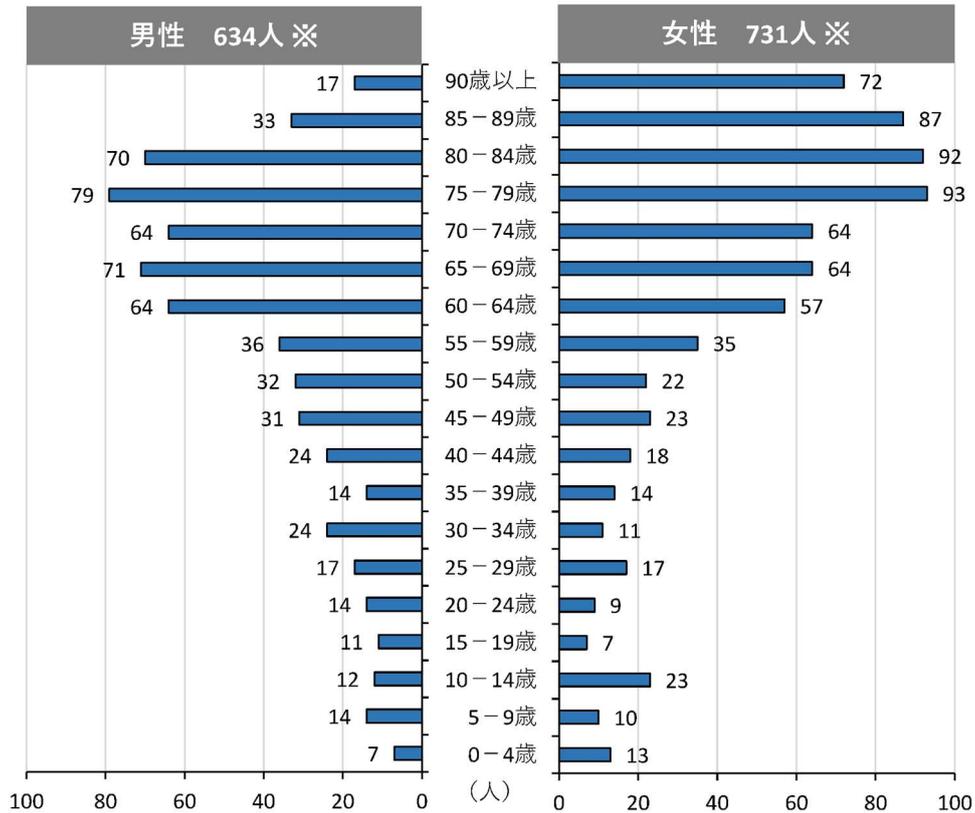
	S55年 (1980)	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)	R37年 (2055)	R42年 (2060)
年少人口	16.7	14.2	11.7	8.6	7.4	6.4	6.2	5.8	5.3	5.2	5.3	5.5	5.9	6.2	6.3	6.3	6.5
生産年齢人口	64.2	62.0	57.7	53.1	49.0	44.7	39.8	35.2	31.8	31.1	31.3	30.6	30.1	31.7	31.9	31.3	32.0
老年人口	19.0	23.9	30.6	38.3	43.6	48.9	54.1	59.0	62.9	63.8	63.4	63.9	64.0	62.1	61.8	62.4	61.5

資料：天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R3.3)

### (3) 人口ピラミッド

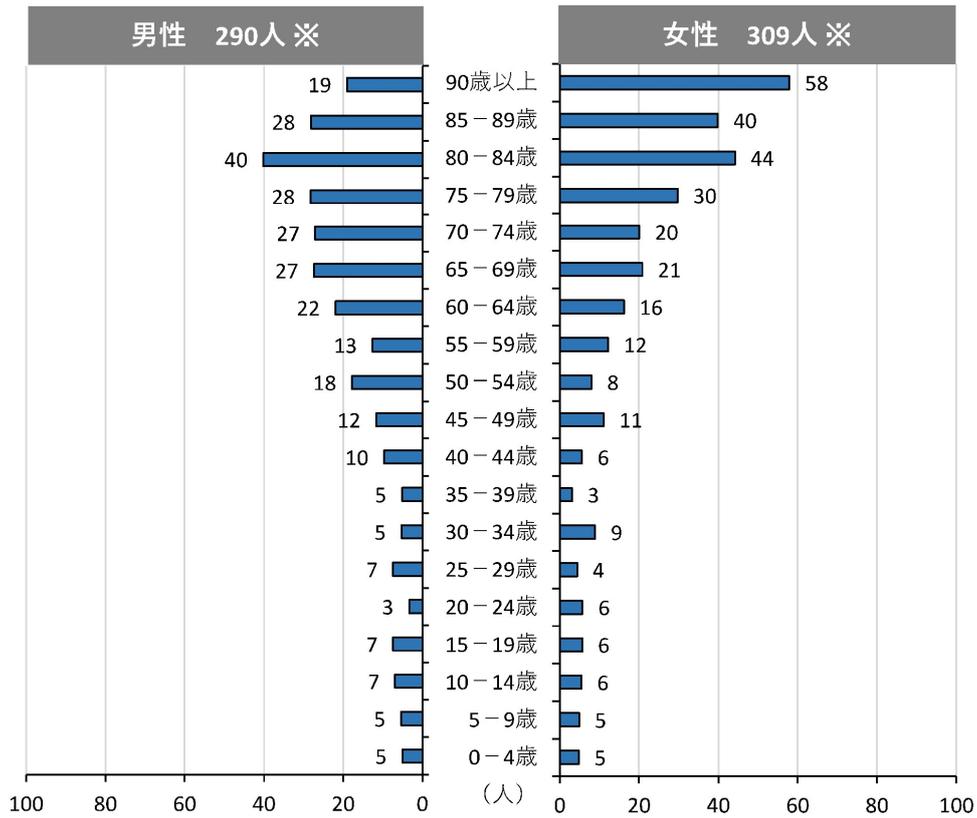
平成27年(2015年)から令和37年(2055年)にかけての人口ピラミッドを20年ごとにみると、全ての年齢層にわたって、全体的に規模が縮小していることがわかります。こうした中でも老年人口比率は増加し、令和17年(2035年)には後期高齢者の割合が5割近くになることが予測されます。地域社会を支える生産年齢人口と年少人口、老年人口との比率が大きく変化することが予測されます。

◇図表3-4① 人口ピラミッド：平成27(2015)年



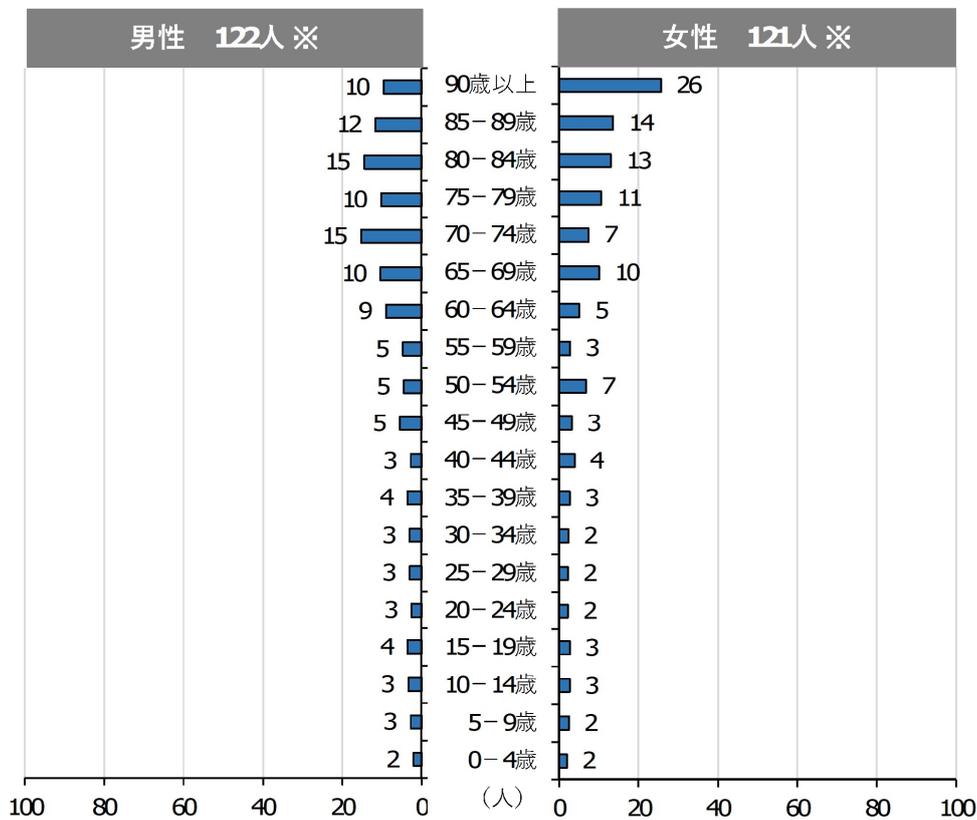
資料：天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R3.3)

◇図表 3-4② 人口ピラミッド：令和 17（2035）年



資料：天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R3.3)

◇図表 3-4③ 人口ピラミッド：令和 37（2055）年



資料：天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R3.3)

## 2 将来人口推計

長期的な人口展望を示した国の長期ビジョンに従い、本計画でも社人研の「日本地域別将来社人口推計（平成 30 年（2018 年）3 月推計）」を踏まえつつ、独自の将来人口推計を行います。

### （1）シミュレーションの概要

総人口の推計シミュレーションは、国から示されたワークシートを用い、将来人口に及ぼす自然増減の影響と社会増減の影響を、それぞれ合計特殊出生率と純移動率の仮定を用いて分析し、設定しています。

現時点のシミュレーションは、第 1 期人口ビジョンにおける設定根拠も踏まえ、以下の 3 つのパターンに分けて検討していきます。

◇図表 3-5 総人口推計シミュレーション

シミュレーション①	社人研推計準拠（平成 27 年（2015 年）を基準年として推計） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年）3 月推計）」の 2045 年までの傾向を延長して、 まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計されもの
シミュレーション②	社人研推計を基準に、本村の社会移動（転入・転出）が均衡し、 プラスマイナス 0 となった場合
シミュレーション③	シミュレーション②を基準に、本村の直近の出生率 1.59（H25（2013） -29（2017））が将来にわたって維持されるとともに、年間 3 人の U・I ターン者（≒ 1 家族）を加味した場合
※第 1 期人口ビジョン推計（参考）	社人研推計（平成 22 年（2010 年）に、長野県民希望出生率 1.84 及び年間 4 人の U・I ターン者を加味した場合

資料 天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R3.3)

### （2）総人口の見通し

第 1 期人口ビジョン策定時に行ったシミュレーション結果を踏まえつつ、社人研から公表された「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年（2018 年）3 月推計）を基に、図表 3-5 による 3 つのシミュレーションを行いました。

この結果、シミュレーション③では、今後の合計特殊出生率を、直近年で算出された 1.59 が継続すると設定した上で、社会増減がプラス・マイナスゼロで均衡するとともに、毎年 3 人（1 家族）が U・I ターン等で本村に流入してくることを想定し、平成 27 年（2015 年）に 1,365 人であった人口が、令和 22 年（2040 年）に 739 人、令和 42 年（2060 年）に 601 人と推計されました。

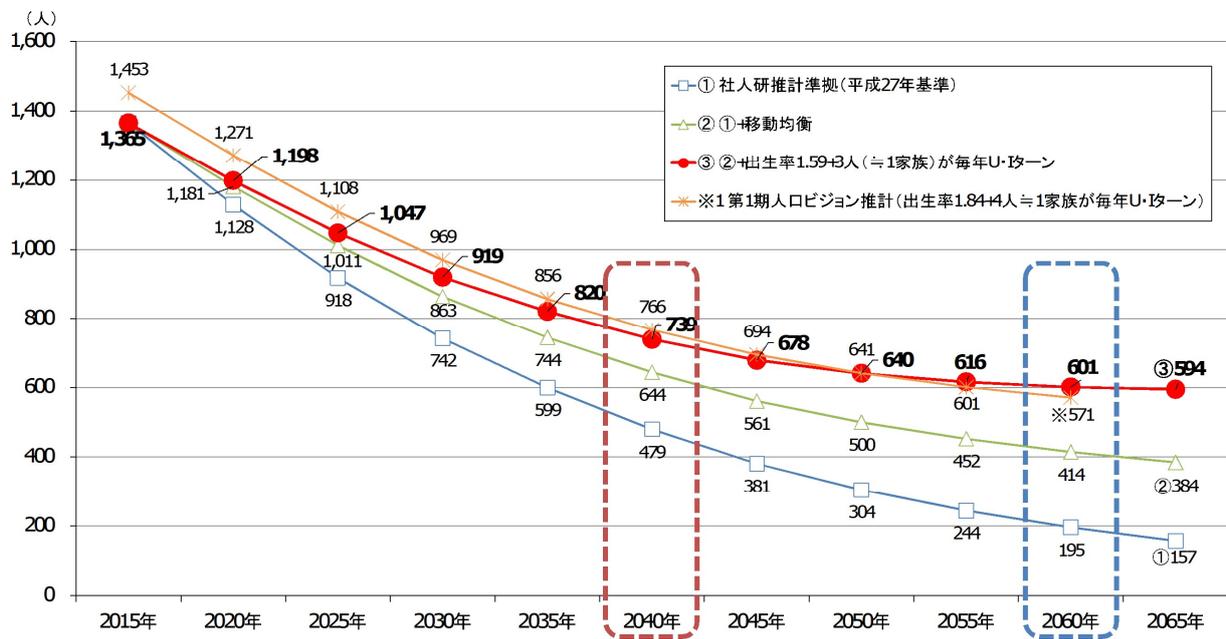
第 2 期人口ビジョンでは、このシミュレーション③を採用し、令和 22 年（2040 年）に 739 人以上、令和 42 年（2060 年）に 601 人以上の人口を維持することを目標に掲げ、各種施策に取り組みます。

◇図表 3-6 総人口推計シミュレーション結果①

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)
①	1,365	1,128	918	742	599	479	381	304	244	195	157
②	1,365	1,181	1,011	863	744	644	561	500	452	414	384
③	1,365	1,198	1,047	919	820	739	678	640	616	601	594
※	1,453	1,271	1,108	969	856	766	694	641	601	571	-

資料 天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R3.3)

◇図表 3-7 総人口推計シミュレーション結果②



資料 天龍村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(R3.3)

### 3 将来人口を実現するために

#### (1) 移住・定住の促進に向けて

本村では、10歳代後半から30歳代にかけて、進学・就職や結婚等を機に、転入を大幅に上回る転出がみられ、本村の人口減に大きな影響を及ぼす原因の一つとなってきました。近年もこれらを理由とした転出は続いています。幅広い年齢層にわたる転入者も一定程度見られる中、社会減の縮小幅は縮小する傾向にあり、令和元年（2019年）では、男性の転出入数は均衡し、女性においては3人の転入超過となりました。このような近年の状況は、社会移動数の全体的な規模縮小や、施設入所等による高齢者の転出入の影響等も想定されますが、就労や移住・定住支援等の政策によって転入される方も徐々に見受けられるようになっており、今後、この効果をより発揮させていくことが必要となっています。

そこで、U・Iターン者をはじめ様々な世帯形態の定住希望者に対応した住宅や、快適で安心な生活環境を整備し定住を促進するとともに、村ぐるみによる魅力的な教育の場や将来の天龍村を担う人材育成、本村の資源を活かした雇用の場の確保と新たな交流人口・関係人口の拡大等を図り、さらには生涯安心して暮らせる医療環境を整えるなどにより、社会移動の均衡に加え、ファミリー層を中心とする転入増をめざしていきます。

#### (2) 出生数の確保に向けて

平成27年（2015年）時点において、天龍村民のうち65歳以上が占める割合を示す高齢化率は、59.0%と全国で2番目の高さとなっています。このように超高齢社会となっている本村では、人口の自然減傾向は避けられず、毎年死亡数が出生数を大きく上回っています。

本村の合計特殊出生率については、平成25年（2013年）～29年（2017年）で1.59となり、前回の平成20年（2008年）～24年（2012年）の1.52から増加するとともに、国・県の値を上回ることとなりました。第1期の人口ビジョンでは、合計特殊出生率を1.84と長野県全体で算出された県民希望出生率を用いたシミュレーションを実施しましたが、合計特殊出生率のさらなる大幅な上昇は、施策効果が発現するまでに相当の時間を要するものであり、動向を分析しつつ目標を定めていく必要があります。また、15～49歳の女性人口が100人にも満たない本村では、合計特殊出生率では自然減の抑制効果として大きな影響が望めないことから、現状を見据え、回復してきた現在の1.59が今後とも継続するよう、本村らしさを活かした有効な施策を展開していくことが必要です。

このため、まずは出会いの場の創出など結婚対策事業を推進し、結婚に向けた活動を支援していくほか、子育てしたいと思える保育環境の充実や、子育て支援施設の充実を図ります。また、仕事の確保及びワーク・ライフ・バランスの推進や、医療環境の整備等、子どもを生み、安心して育てられる環境をより一層充実させます。こうした取り組みを通じて出生数の確保に努め、未来の天龍村を担う人づくりにつなげていきます。

## 4 財政状況

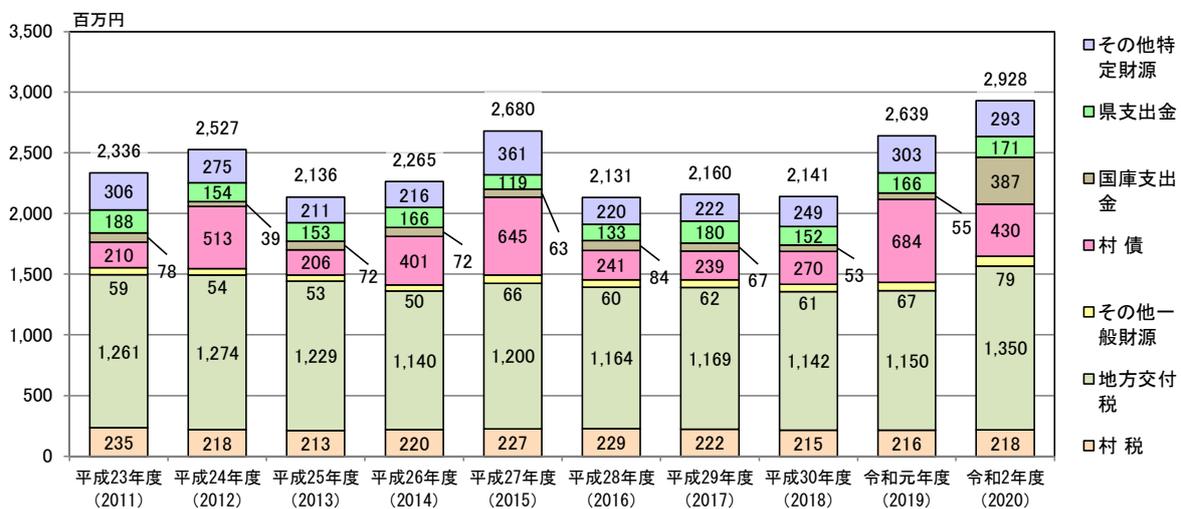
### (1) 歳入の状況

歳入総額は概ね20～30億円の間を推移しており、令和2（2020）年度における歳入総額は29.3億円で、新型コロナウイルス感染症対策関連の影響もあり前年度と比べて11%増加しています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね2億円で推移しており、令和2（2020）年度の村税収入は2.2億円で、歳入に占める村税の割合は7.4%となっています。

今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村民税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、令和2（2020）年度で歳入全体の46.1%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◇図表 3-8 歳入決算額の推移(普通会計)



資料：財政状況資料集

### (2) 歳出の状況

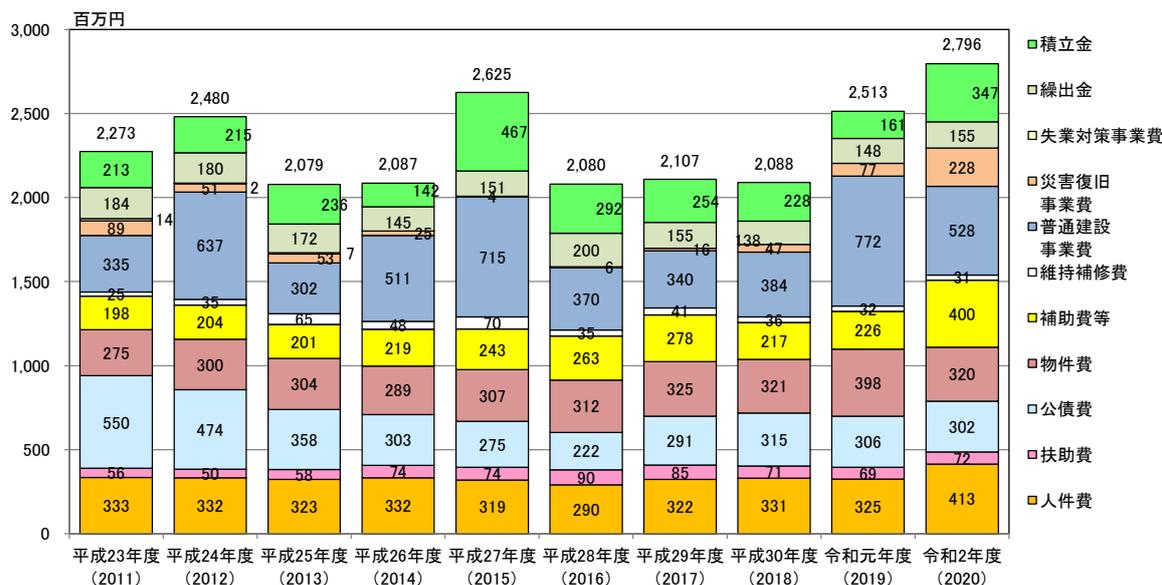
歳出の内、義務的経費（人件費、公債費、扶助費）は近年増加傾向にあり、今後も高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。

経常的経費（物件費、補助費等、維持補償費）は横ばい傾向で推移していましたが、令和2（2020）年度に補助費等が新型コロナウイルス感染症対策として特例給付金や事業者支援等により4億円と大きく増加しています。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年による変動が大きく、平成23（2011）年度以降概ね4～8億円で推移しています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、普通建設事業費が一番大きく18.9%、次いで人件費14.8%、補助費14.3%、積立金12.4%の順となっています。

今後は、更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

◇図表 3-9 歳出決算額の推移(普通会計)

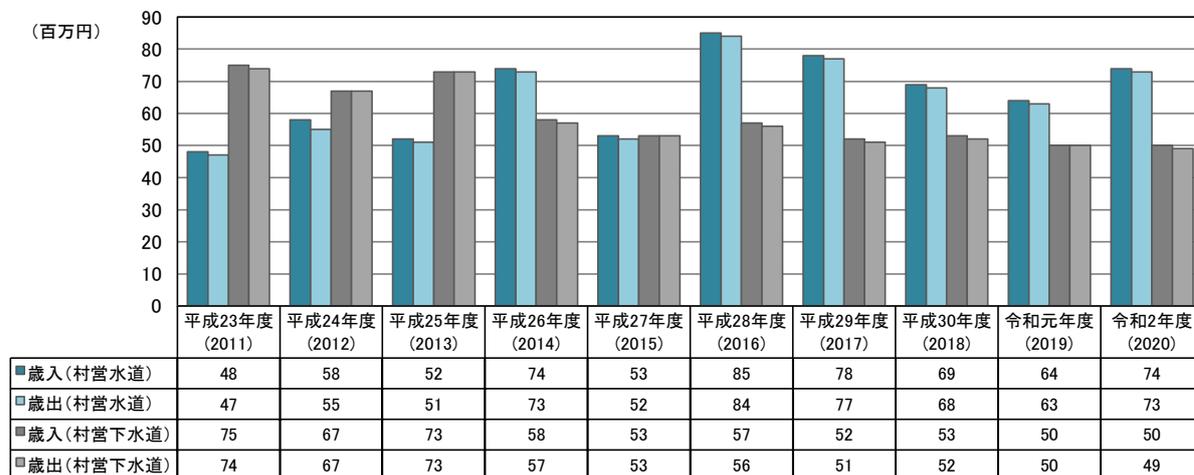


資料:財政状況資料集

### (3) 公営事業会計の歳入歳出

公営事業会計に含まれる村営水道特別会計、村営下水道事業特別会計の歳入及び歳出の状況をみると、概ね5~9千万円を推移しています。

◇図表 3-10 歳出決算額の推移(公営事業会計)



資料:財政状況資料集

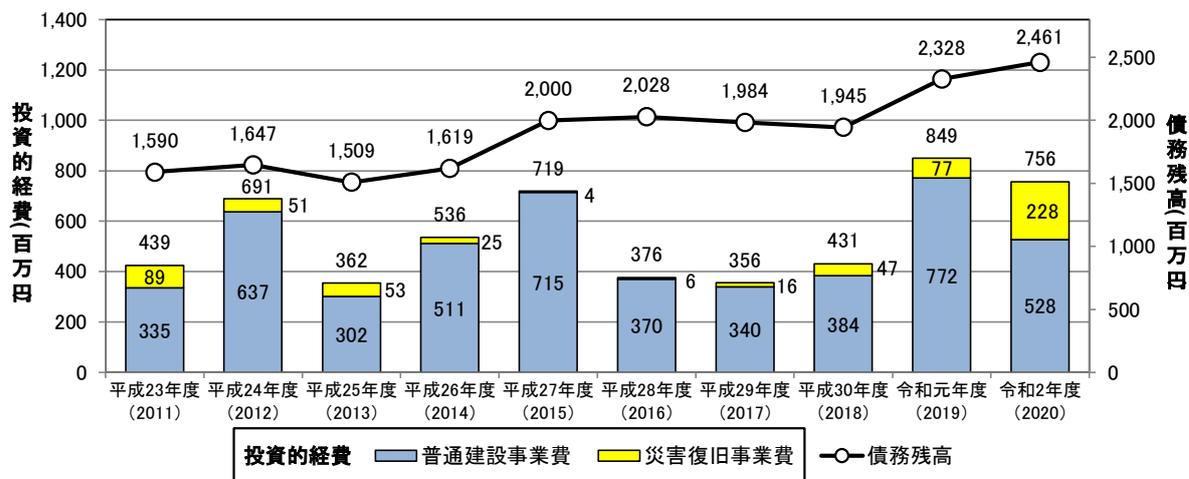
### (4) 財政指標

債務残高は増加傾向で、平成 23 (2011) 年度は約 16 億円でしたが、令和 2 (2020) 年度は約 25 億円となっています。

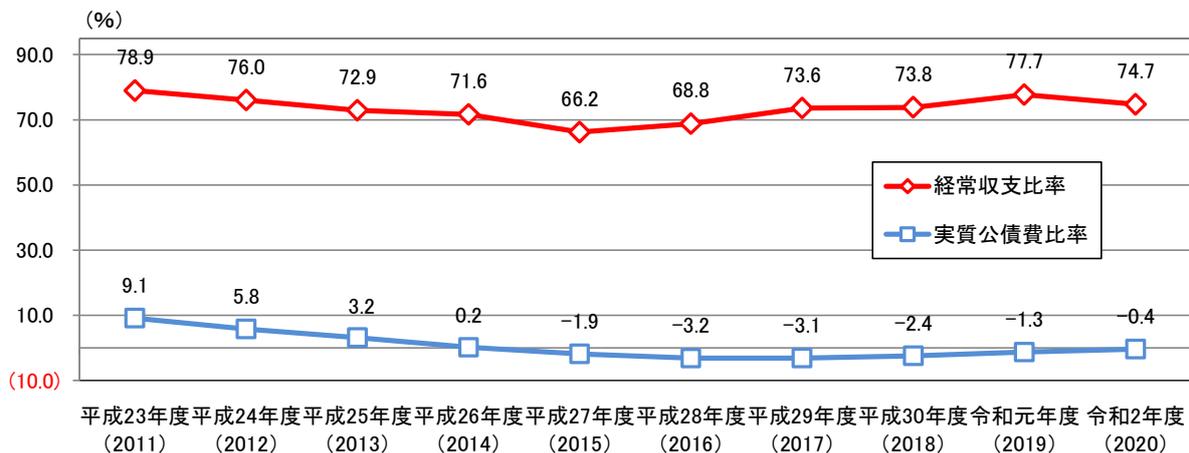
経常収支比率は、平成 27 (2015) 年度以降増加傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年度には減少に転じました。

実質公債費比率は、良好な水準を維持していますが、令和 2 (2020) 年度は 0.9%増加しています。

◇図表 3-11 投資的経費と地方債残高の推移



◇図表 3-12 財政指標



### (5) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が 100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることとなります。

#### ア 普通会計

有形固定資産減価償却率は、全国平均、長野県平均及び類似団体の平均を上回る状況が続いています。既に耐用年数を経過した資産もあり、今後も耐用年数を迎える資産が増えるため、更新投資の財源確保が課題となっています。

令和元(2019)年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率の全体は 63.9%となっており、そのうち建物の内訳で最も高い施設は、100.0%の体育館・プールで、次いで高いのは 83.6%の公営住宅となっており、最も低いのが一般廃棄物処理施設の 28.5%となっています。

## イ 公営事業会計

(水道事業及び下水道事業については該当数値なし。)

◇図表 3-13 施設類型別の有形固定資産減価償却率

分類名		有形固定資産減価償却率 (%)				
		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
普通会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	63.4
		長野県平均	-	-	-	60.9
		類似団体内平均値	57.5	58.4	61.8	62.3
		天龍村	58.9	60.6	62.4	63.9
	公 営 住 宅	76.5	80.2	83.6	83.6	
	認 定 こ ど も 園 ・ 幼 稚 園 ・ 保 育 所	21.8	27.2	32.7	32.7	
	学 校 施 設	80.0	81.1	82.1	82.1	
	図 書 館	48.0	50.0	52.0	52.0	
	体 育 館 ・ プ ー ル	100.0	100.0	100.0	100.0	
	福 祉 施 設	61.4	63.5	65.6	67.7	
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	33.8	21.5	25.0	28.5	
	消 防 施 設	70.4	65.9	67.9	68.1	
	庁 舎	69.0	71.0	72.6	72.6	
	道 路	54.9	56.5	57.8	55.5	
橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル	73.9	75.6	76.8	75.0		
業 公 会 営 事 計	水道事業	簡易水道事業	-	-	-	該当数値なし
	下水道事業	特定環境保全 公共下水道	-	-	-	該当数値なし

資料：長野県市町村財政状況資料集、経営比較分析表

## 5 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費についてはほぼ一定で推移し、公債費は、近年減少傾向にあるものの、今後も高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設機能を維持し、保有量の縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国や県による財政的支援や技術的支援の活用、村債の適切な運用と交付税措置のある有利な起債（公共施設等訂正管理推進事業債等）の活用、公共施設等総合管理基金の計画的積み立てなどにより財政の確保を図るとともに、村独自の施策を組み合わせ、継続してコスト削減に努めていく必要があります。

## 第4 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

#### （1）公共建築物の保有状況

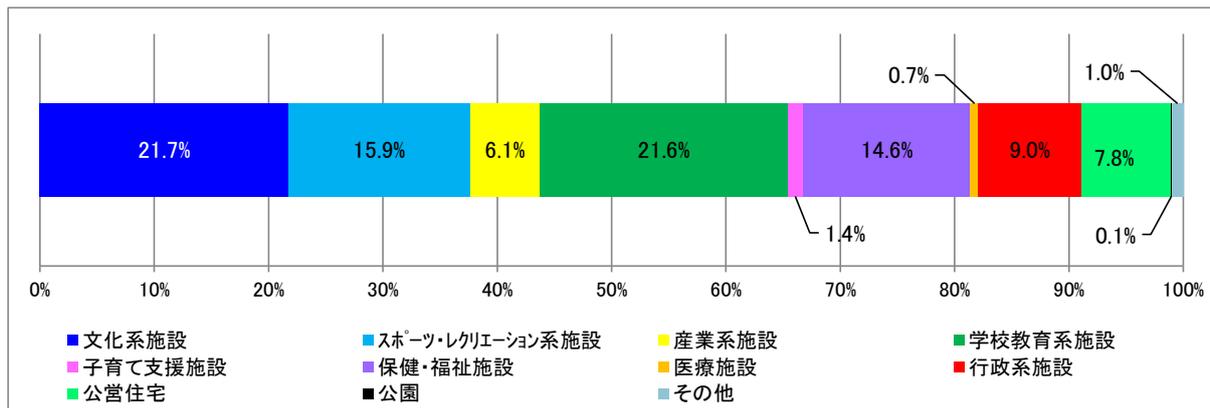
本村の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は 38,058.68 m<sup>2</sup>であり、その内訳は、文化系施設が 21.7%と最も多く、次いで学校教育系施設 21.6%、スポーツ・レクリエーション系施設が 15.9%と続き、この3分類で全体の約6割を占めていることがわかります。

◇図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	平成27年度 (2015)	令和2年度 (2020)	増減	増減の主な理由
		延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	
文化系施設	集会施設	5,132.96	5,111.46	△ 21.5	固定資産台帳精査により減。ニセジンふれあい館【レクリエーション施設・観光施設】より異動。
	文化施設	3,160.60	3,160.60	0.0	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1,995.80	1,995.80	0.0	
	レクリエーション施設・観光施設	3,860.35	4,071.28	210.9	ニセジンふれあい館【集会施設】へ異動。
産業系施設	産業系施設	2,934.16	2,327.00	△ 607.2	固定資産台帳精査により減。
学校教育系施設	学校	8,256.30	8,210.25	△ 46.0	学校給食共同調理場H11増築。天龍中学校(宿直棟)H28取壊し。
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	534.54	534.54	0.0	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	5,083.09	5,062.17	△ 20.9	固定資産台帳精査により減。
	障害福祉施設	550.00	506.00	△ 44.0	固定資産台帳精査により減。
医療施設	医療施設	262.60	262.00	△ 0.6	固定資産台帳精査により減。
行政系施設	庁舎等	3,101.49	2,526.66	△ 574.8	役場旧南支所【その他行政系施設】へ異動。固定資産台帳精査により減。
	防災施設	444.22	496.16	51.9	松島消防詰所R元取壊し。原消防自動車車庫R元建替。
	その他行政系施設	6.30	384.75	378.5	役場旧南支所【庁舎等】より異動。旧神原村役場追加。
公営住宅	公営住宅	3,444.78	2,983.11	△ 461.7	栄町公営住宅7号/栄町公営住宅8号H28取壊し
公園	公園	59.78	43.73	△ 16.1	固定資産台帳精査により減。
その他	その他	1,188.57	383.17	△ 805.4	鶯巣教員住宅R2取壊し。栄町公共用地貸事務所・倉庫R元取壊し。向方教員住宅C号/福島教員住宅譲渡。
合計		40,015.54	38,058.68	△ 1,956.9	

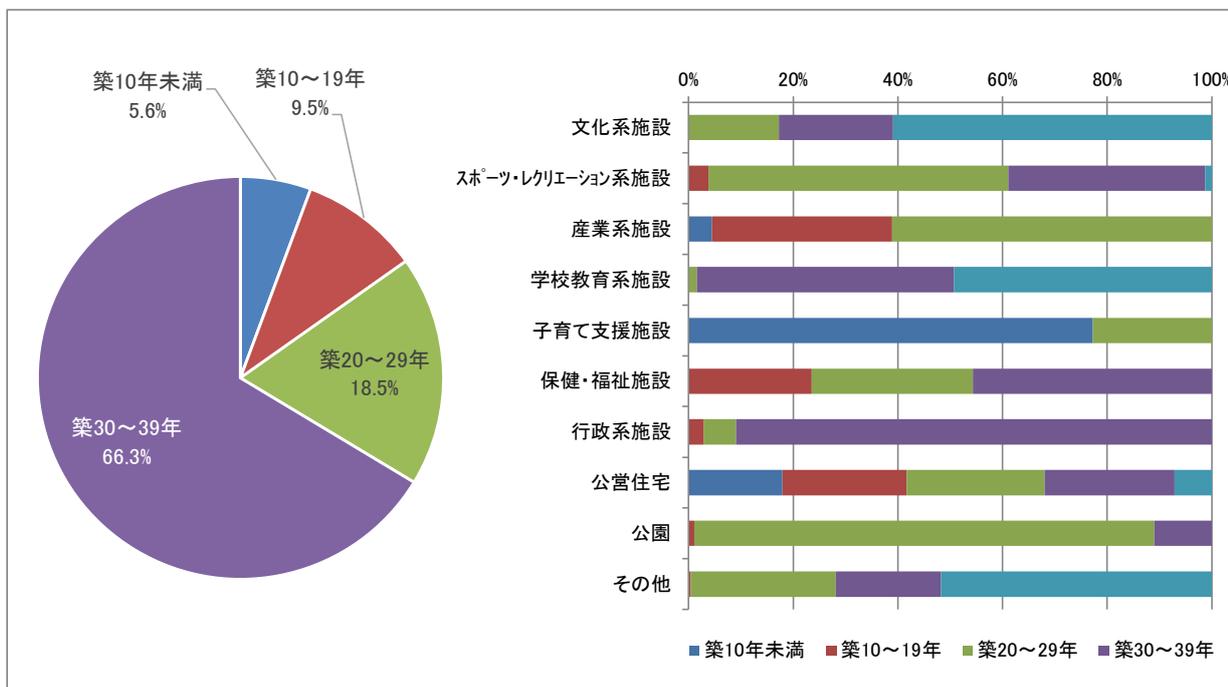
◇ 図表 4-2 公共建築物の保有状況



(2) 築年別整備状況

平成 2 (1990) 年以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設 (延床面積ベース) は全体の 66.3%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 84.8% となることから、今後建て替えや大規模修繕などの更新が必要となっています。

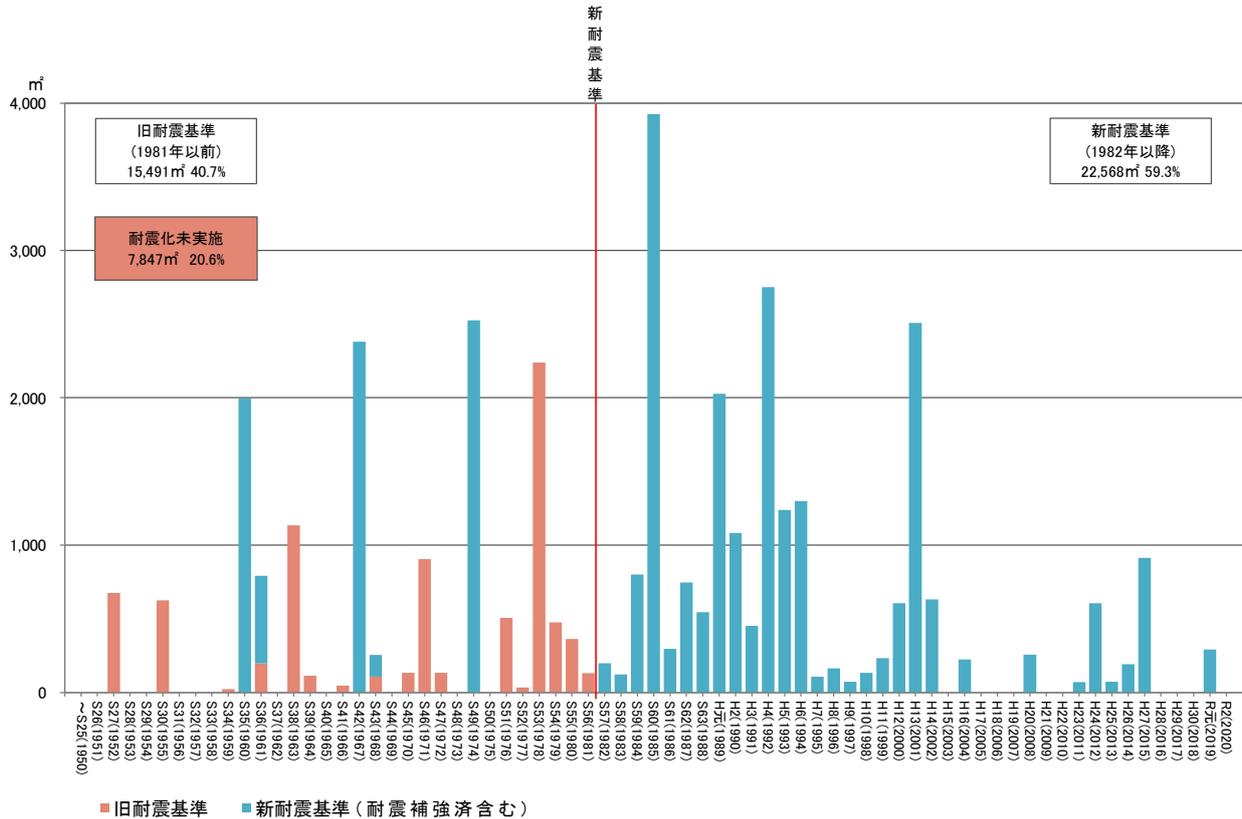
◇ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



### (3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の59.3%が新耐震基準による整備、残りの40.7%が昭和56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設です。そのうち約5割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◇ 図表 4-4 耐震化実施状況



## 2 インフラ整備の状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。本村の主なインフラ施設は、村道延長が131.4km、トンネルが9箇所、橋りょうが142橋、上水道管路延長が54.3km、下水道管路延長が15.8km、農林道が82.2km（橋りょう含む）となっています。村が管理する農業水利施設（頭首工）施設はありません。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◇図表 4-5 インフラ施設の保有状況

種 別	主 な 施 設	施 設 数	
		平成 27 年度 (2015)	令和 2 年度 (2020)
道 路	道路延長	131,001m	131,394m
	1 級村道延長	12,287m	15,323m
	2 級村道延長	41,048m	40,982m
	その他村道延長	77,666m	75,089m
トンネル	トンネル数	9 箇所	9 箇所
橋りょう	橋りょう数	141 橋	142 橋
上 水 道	管路総延長	49,320m	54,290m
	導水管	18,125m	18,406m
	送水管	3,929m	4,559m
	配水管	27,266m	31,325m
下 水 道	管路総延長	15,308m	15,800m
	汚水管	15,308m	15,800m
	処理施設	1 施設	1 施設
農林道・農業水利施設	農林道延長	82,226m	82,226m
	農林道橋りょう数（4m以上）	19 橋	19 橋
	頭首工（水路含む）	なし	なし
	ため池	なし	なし

### 3 過去に行った対策の概要

#### (1) 施設数の縮減

計画策定時から令和2（2020）年度にかけて延床面積で517.52㎡削減しています。

◇図表 4-6 除却等施設一覧

施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	実施年度	対策
天龍中学校（宿直棟）	54.00	昭和35年度 (1960)	平成28年度 (2016)	除却
松島消防詰所	23.49	昭和53年度 (1978)	平成30年度 (2018)	除却
栄町公営住宅7号・8号	63.00	昭和44年度 (1969)	平成28年度 (2016)	除却
鶯巣教員住宅1号・2号	66.20	昭和56年度 (1981)	令和2年度 (2020)	除却
福島教員住宅3号	32.85	昭和52年度 (1977)	不明	譲渡
向方教員住宅C号	66.00	昭和57年度 (1982)	平成30年度 (2018)	譲渡
栄町公共用地 貸事務所・倉庫	211.98	昭和45年度 (1970)	令和元年度 (2019)	除却
合 計	517.52			

#### (2) 各種計画の策定状況

◇図表 4-7 各種計画一覧

類 型	名 称	状 況
公共建築物	天龍村公共施設個別施設計画	令和2（2020）年度策定
	天龍村学校施設等長寿命化計画	令和元（2019）年度策定
橋 り よ う	天龍村長寿命化修繕計画	平成30（2018）年度策定
ト ン ネ ル	天龍村トンネル長寿命化修繕計画	平成28（2016）年度策定 平成30年、令和2年改訂

## 4 将来の更新費用の推計

### (1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

耐用年数経過後に単純更新を行った場合と、公共施設等の現況や長寿命化計画（個別施設計画）で示している施設の長寿命化等を図った場合の試算を踏まえた中長期的な維持管理・更新に係る経費の見込み（中長期計画）を作成しました。

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト試算されていない長寿命化計画の単純更新と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◇図表 4-8 更新費用の根拠

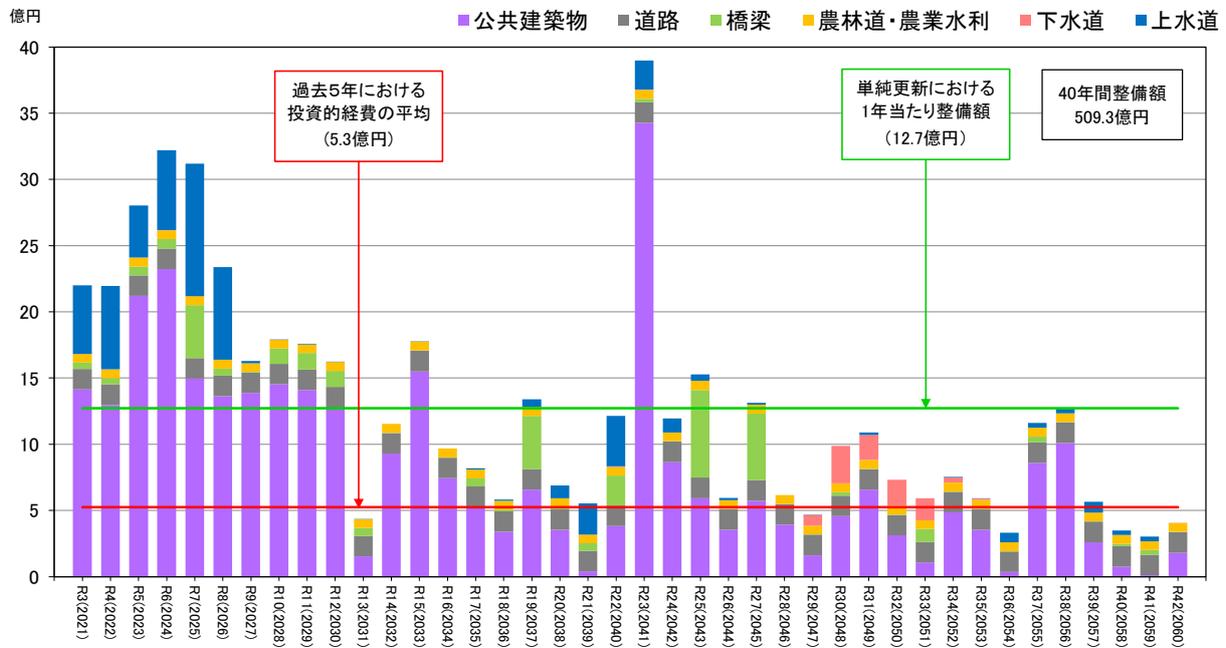
種別	利用データ	
	単純更新	長寿命化計画
公共建築物	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
道路	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
橋りょう	更新費用試算ソフト	長寿命化計画の修繕年次計画 ※R11(2029)以降は年平均とする
農林道・農業水利	過去5年間の更新費用の平均値	単純更新と同額
上水道	更新費用試算ソフト	村営水道経営戦略 ※R9以降は更新費用試算ソフト
下水道	更新費用試算ソフト	村営下水道経営戦略 ※R9以降は更新費用試算ソフト

## (2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

### ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 509.3 億円、年平均で 12.7 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 5.3 億円と比較して 2.4 倍になります。

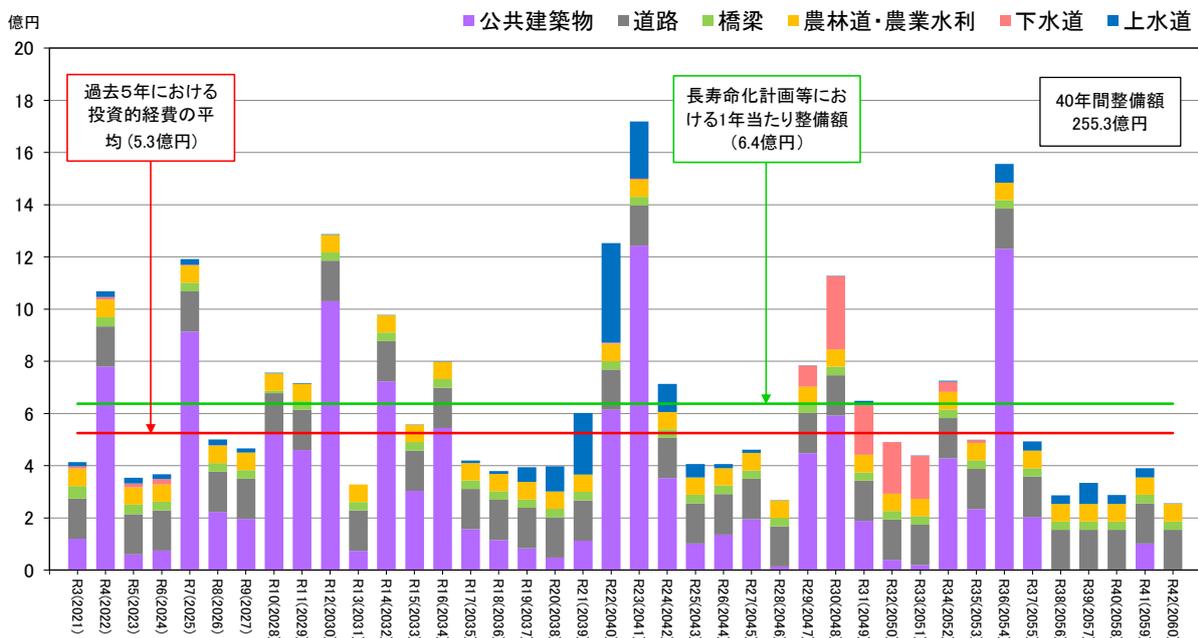
◇図表 4-9 将来の更新費用の推計（単純更新）



### イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 255.3 億円、年平均で 6.4 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 5.3 億円と比較して 1.2 倍になります。

◇図表 4-10 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



### (3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後10年間(令和3(2021)年度から令和12(2030)年度)で約156億円の削減効果が見込まれます。

しかし、今後生産年齢人口の減少により一般財源の減少が見込まれる一方、高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれることから、公共施設等の整備にまわすことができる財源は限られてくるため、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◇図表 4-11 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位:百万円)

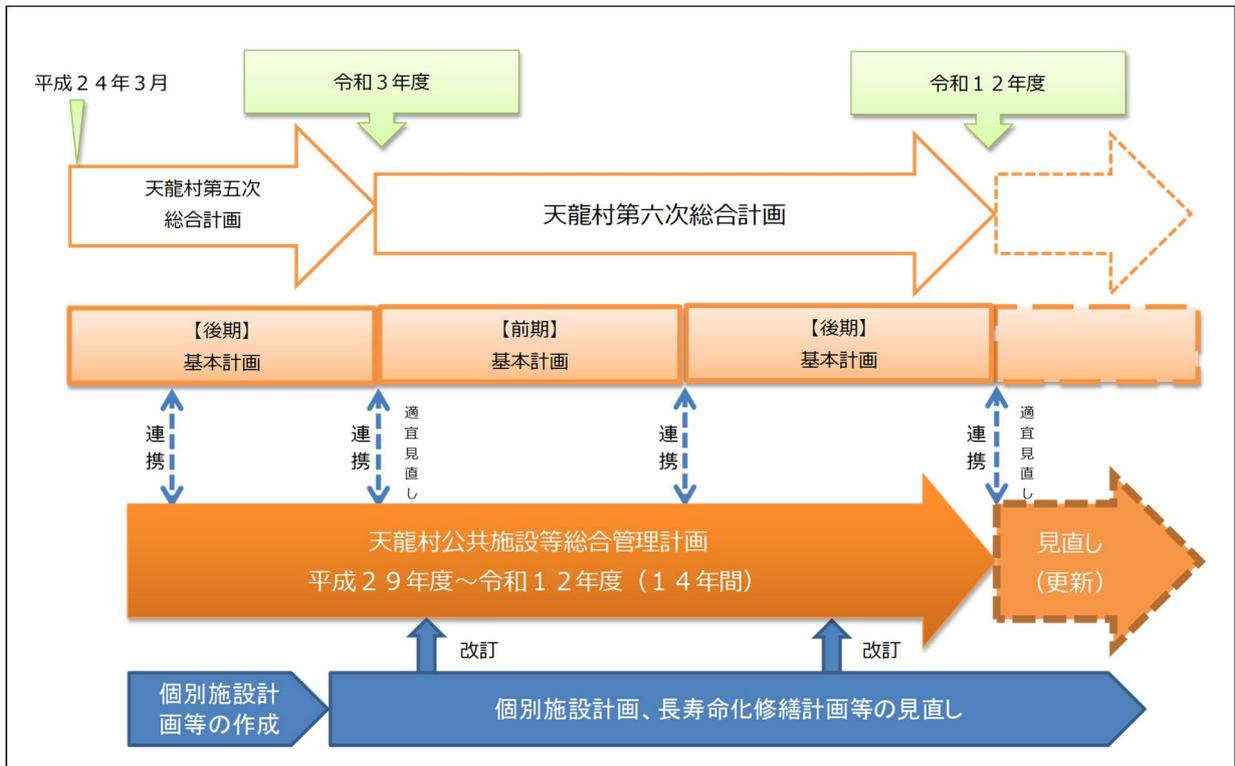
区 分		耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策 等の効果額 (②—①)	現在要して いる経費 (過去5年平均)
投資的経費	普通会計	公共建築物	地方債 国庫補助等 90~100% 充当	4,382	▲11,162	289
		道 路		1,546	0	187
		橋 り ょ う		326	▲726	12
		農 林 道 ・ 農 業 水 利		666	0	67
	会 公 営 事 業 計	上 水 道		145	▲3,720	33
		下 水 道		58	56	4
	計			22,675		7,123
維持補修費	普 通 会 計	350		350		35
	公 営 事 業 会 計	90		90		9
	計	440		440		44
合 計		23,115		7,563	▲15,552	636

## 第5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、平成29年度（2017年度）から令和38年度（2056年度）までの40年間を見通しつつ、上位計画である「天龍村総合計画」などと連動しながら、向こう14年間（平成29年度（2017年度）～令和12年度（2030年度））を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和12年度（2030年度）は、10年間を基本的な計画期間とする「天龍村総合計画」の第六次の最終年次にあたることから、本計画においても令和12年度（2030年度）を計画の目安として設定しました。

◇図表 5-1 計画期間（天龍村計画との関係）



## 2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「天龍村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

## 3 現状や課題に関する基本認識

### 【数量の適正性】

人口の減少や少子高齢化の進展、財政状況や予算規模から、現在保有している公共建築物の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であると想定されることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

### 【品質の適正性】

公共建築物のうち平成2（1990）年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の66.3%、築20～29年が18.5%で、10年後には築30年以上経過する施設が8割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後10年の間に更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。

### 【コスト（財務）の適正性】

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

## 4 公共施設等の管理の数値目標

### (1) 公共建築物保有量の縮減目標

現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人あたりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人あたりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの縮減だけでなく、利用需要を考慮する中で施設の総量（延床面積）を減らすことも必要です。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を「天龍村公共施設個別施設計画」「天龍村学校施設長寿命化計画」で検討した結果に基づき設定することとします。

公共建築物について、計画期間の令和12(2030)年度までに取壊しを予定している建物が13棟(3,350.93㎡)で、全体の延床面積の約9%縮減を目標とします。

計 画	取 壊 し 予 定	
	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)
天龍村公共施設個別施設計画	10	1,302.13
天龍村学校施設等長寿命化計画	3	2,048.80
合 計	13	3,350.93

### (2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

## 5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

### (1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を情報として蓄積し次回以降の点検・診断や施設の維持管理・修繕等を含む老朽化対策に活用します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図るとともに、PPP<sup>1</sup> や PFI<sup>2</sup> 活用の可能性についても検討します。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については取り壊しを検討し、取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

### (3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

---

<sup>1</sup> Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

<sup>2</sup> Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

#### (4) 耐震化の実施方針

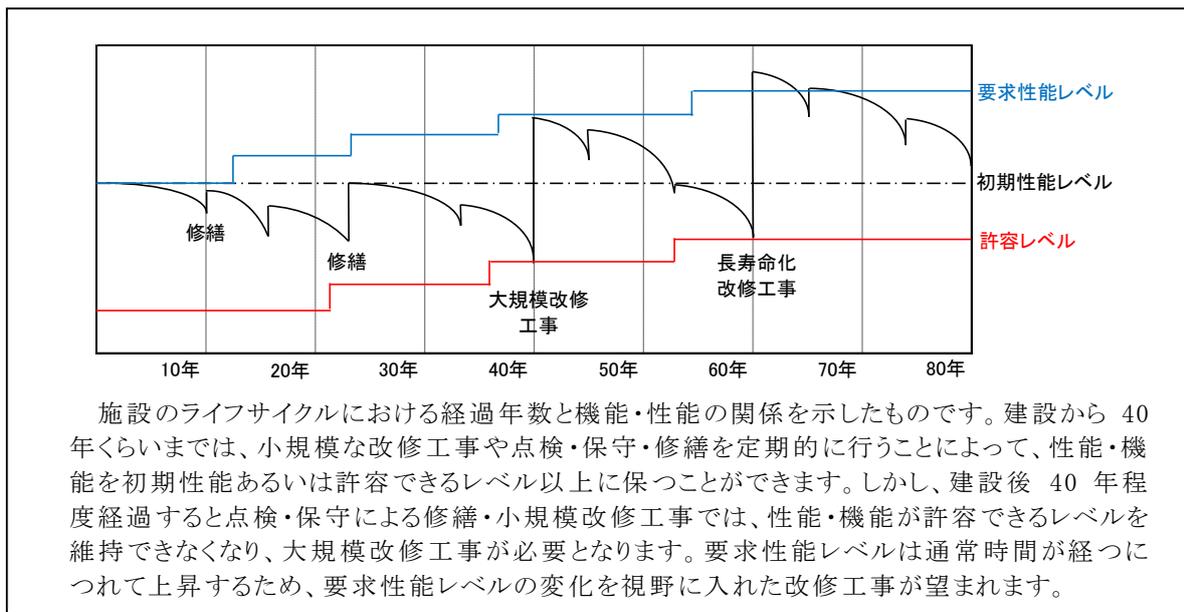
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、耐震化率向上を目指し、重点的に対応することとし、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した、計画的かつ重点的な耐震化を推進します。

#### (5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの長寿命化計画（個別施設計画）等に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◇図表 5-2 長寿命化における経過年数と機能・性能（イメージ）



#### (6) ユニバーサルデザイン<sup>3</sup>化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、村民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

<sup>3</sup> ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

### (7) 統合や廃止の推進方針

人口の推移や財政状況を考慮し、施設機能の集約、廃止、複合化を進めるため全庁的な観点から公共施設等の再編を進めていきます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

なお、未利用財産の利活用については、これらの情報を村民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

### (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「天龍村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして財政（予算）等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

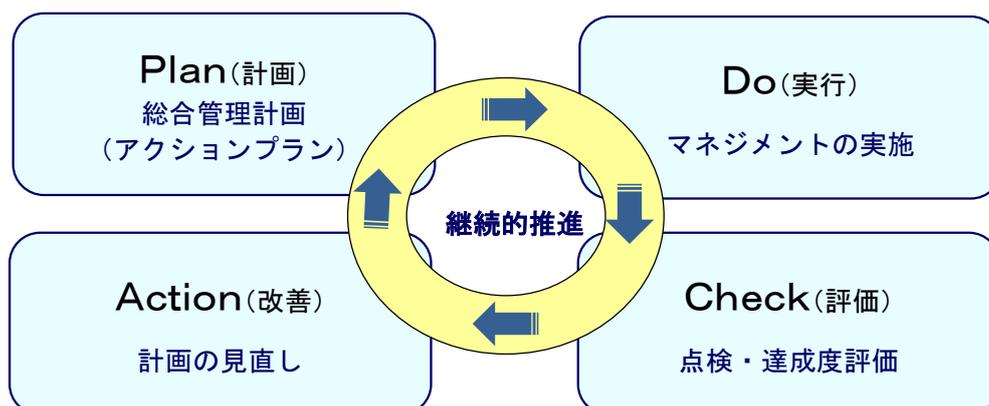
計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

## 6 PDCAサイクルの推進

本計画に掲げた目標を達成するためPDCA（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民への公表を行います。

◇図表 5-3 PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



## 第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1 主な施設類型ごとの方向性

#### (1) 文化系施設

村では、各地域の集会施設のほか、コミュニティセンター、文化センターなんでも館などの施設を有しています。

◇図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区分	集会施設	施設数	28 施設	延床面積	5, 111. 46 m <sup>2</sup>
対象施設	大河内多目的集会施設、鶯巣活性化施設、坂部活性化施設、コミュニティセンター、向方老人憩いの家、老人福祉センター、ふれあいプラザ、ニセンジふれあい館、栄町集会施設ほか各地区にある集会施設				
区分	文化施設	施設数	2 施設	延床面積	3, 160. 60 m <sup>2</sup>
対象施設	福島文化センター、文化センターなんでも館				

#### ●管理に関する基本的な考え方

##### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

コミュニティセンターおよび文化センターなんでも館は耐震化済み、なんでも館は平成 29（2017）年度より建物の定期検査を行います。福島文化センターは耐震化未実施です。老朽化が進む施設の延命を図るため、日常の適正な維持管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、点検・修繕等の履歴を蓄積し、延命化対策に活かします。

##### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

定期的な点検の結果を踏まえ、劣化が進行する前の軽微な段階で適切な修繕を行う「予防保全」の実施により、施設を良好な状態で保持しながらできる限り長寿命化を図り、修繕費等の削減や財政負担の平準化に努めます。また、更新・改修については、施設の利用状況と今後のあり方を検討し、その必要性を判断します。

指定管理者制度による施設の管理等、施設の設置目的を効率的に達成するための管理手法を検討します。

##### 【安全確保の実施方針】

定期的な点検の結果を踏まえ、危険箇所が発見された場合には、適切な時期及び方法で必要な修繕または改修を行い事故等の未然防止に努めます。

##### 【統合や廃止の推進方針】

村民ニーズの変化を踏まえ、施設の統合（集約化）や機能転換、複合化により、保有総量の圧縮を検討します。利用度の低い老朽化施設については、現状のまま使用し、利用不可となったら、代替機能のある施設に機能を移転し、当該施設は除却します。

新たな施設の整備が不可欠な場合は、既存施設の統廃合等により施設保有総量の増加を抑制します。

## (2) スポーツ・レクリエーション系施設

本村では、スポーツ施設として村民体育館を保有しています。レクリエーション施設・保養施設・産業系施設としては、龍泉閣、おきよめの郷、おきよめの湯、和知野川キャンプ場、味覚小屋、大河内森林公園キャンプ場を保有しています。

保有する施設については、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性など勘案して、総量抑制方策を検討します。

◇図表 6-2 公共建築物（スポーツ・レクリエーション施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	8 施設	延床面積	4,071.28 m <sup>2</sup>
対象施設	おきよめの湯、和知野川キャンプ場、ふれあいステーション龍泉閣等				
区分	スポーツ施設	施設数	1 施設	延床面積	1,995.80 m <sup>2</sup>
対象施設	村民体育館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>村民体育館については平成 21（2009）年に耐震化診断を実施済み。その他の施設は新耐震基準により建設された施設です。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>日常的に点検を行い、適正な維持管理により長寿命化を図るとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活用します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検に基づく修繕においては、利用者の安心・安全に配慮し、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>村民体育館と天龍小学校体育館は老朽化により、村民体育館を天龍小学校体育館と統合し、総合体育施設として整備します。村民体育館は、統合により取壊し、跡地の有効利用を検討します。</p> <p>その他施設は現状維持することとし、利用促進に向け対策を検討・実施します。</p>					

### (3) 産業系施設

本村には、天龍村農畜産物処理加工施設、遠山口貸工場、貸工場の4施設を保有しています。各施設とも建設から20年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、各施設の活用状況等を踏まえて、施設の在り方を検討します。

◇図表 6-3 産業系施設の保有状況

産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	4施設	延床面積	2,327.00 m <sup>2</sup>
対象施設	天龍村農畜産物処理加工施設、遠山口貸工場、貸工場（阿南部品）、貸工場（天龍農林業公社）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p><b>【点検・診断及び耐震化の実施方】</b></p> <p>建設から20年（天龍村農畜産物処理加工施設 S62（1987）、貸工場（天龍農林業公社）H5（1993））を超え、老朽化が進んでいることから、日常の適正な維持管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。また、点検・修繕等の履歴を蓄積し、延命化対策に活かします。</p> <p><b>【維持管理・修繕・更新等の実施】</b></p> <p>定期的な点検の結果を踏まえ、早期の修繕を行うことで、施設を良好な状態で保持しながらできる限り長寿命化を図り、修繕費等の削減や財政負担の平準化に努めます。また、更新・改修については、施設の利用状況と今後のあり方を検討し、その必要性を判断します。</p> <p>指定管理者制度による施設の管理等、施設の設置目的を効率的に達成するための管理手法を検討します。</p> <p><b>【安全確保の実施方針】</b></p> <p>定期的な点検の結果を踏まえ、危険箇所が発見された場合には、適切な時期及び方法で必要な修繕または改修を行い事故等の未然防止に努めます。</p> <p><b>【統合や廃止の推進方】</b></p> <p>今後、利用の見込みがない施設については、防犯・防災等の観点から建物の除却について検討します。</p> <p>新たな施設の整備が不可欠な場合は、既存施設の統廃合等により施設保有総量の増加を抑制します。</p>					

#### (4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村には、保育所、小学校、中学校を各1施設および旧向方小学校、共同調理場を保有しています。今後も学校教育環境を維持するため、園児・児童・生徒数が減少する中、最適な教育環境について検討する必要があります。

◇図表 6-4 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	4 施設	延床面積	8,210.25 m <sup>2</sup>
対象施設	天龍小学校、天龍中学校、旧向方小学校（どんぐり向方学園）、天龍村学校給食共同調理場				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1 施設	延床面積	534.54 m <sup>2</sup>
対象施設	天龍保育所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>保育所は平成 24（2012）年に建て替え、施設の耐震化は実施済みです。また、天龍小中学校校舎についても耐震化実施済みです。旧向方小学校については指定管理者であるどんぐり向方学園が点検等を行うこととします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>天龍小中学校については定期点検及び日常点検により修繕が必要な箇所等を検討します。旧向方小学校について、指定管理者であるどんぐり向方学園と村で協議の上、必要な維持管理等について検討していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>園児、児童、生徒の安全な環境を維持することを最優先し、必要に応じ施設の改修・修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>児童生徒数の減少に対応するため、現在の小学校校舎を活用して中学校を移設し、小中併設校とします。また長期的視野に立ち、他町村との統合も含めた統廃合について今後も検討していく予定です。</p> <p>天龍小学校体育館と村民体育館の老朽化により総合体育施設として整備します。</p>					

(5) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設4施設、障害福祉施設1施設、医療施設1施設を保有しています。

養護天龍荘、特養天龍荘は、建設されてから約30年が経過していることから大規模な修繕が必要になると考えられます。

◇図表6-5 公共建築物（保健・福祉施設、医療施設）の保有状況

保健・福祉施設、医療施設					
区分	医療施設	施設数	1施設	延床面積	262.00 m <sup>2</sup>
対象施設	天龍村診療所				
区分	高齢福祉施設	施設数	4施設	延床面積	5,062.17 m <sup>2</sup>
対象施設	特養、養護、デイサービス、高齢者生活福祉センター				
区分	障害福祉施設	施設数	1施設	延床面積	506.00 m <sup>2</sup>
対象施設	天龍村社会就労センター				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

昭和56（1981）年以降の建築物のため耐震診断などは不要であるが、築30年経過する建物もあり、建物・設備等の長寿命化を図るため、定期的に必要な点検や診断を実施します。

また、点検等の履歴を集積し維持管理や改修・修繕等を含む老朽化対策等に活かします。

診療所についても延命を図るため、定期的に必要な点検、診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策に活かします。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

高齢福祉施設における管理運営は指定管理者制度にて天龍村社会福祉協議会へ委託している状況であり、今後もこの運営体制を継続して適正な施設運営を図ってまいります。

ただし、今後は施設の老朽化による大規模な修繕や設備更新を行う必要性が生じており、全てを指定管理者での負担も困難なため、施設整備の必要が生じた際には管理者である村として施設整備等を図っていきます。

【安全確保の実施方針】

施設利用者は高齢者が多く生活住居としての施設でもあるため、入所者が安全かつ安心して生活ができるよう、常に細心の注意を図るとともに事故防止を抑制するために設備環境等の点検を行い、危険度の高いものから修繕等を実施します。また、緊急時の備えとして防災対策の強化を図り、生活環境の安全確保を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

施設入所者の状況については施設ごとの違いがあるが、地域福祉拠点としては重要な施設であり運営の継続性を求められております。当村においては他施設や事業者が無いため、福祉や介護サービスの施設も少なく、近隣の福祉施設等を含めて施設運用を検討してまいります。

また、既存の施設内の入居者の状況を鑑みて、空き部屋等の活用方法も今後検討しつつ、施設の維持管理を図ります。

## (6) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◇図表6-6 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	2 施設	延床面積	2,526.66 m <sup>2</sup>
対象施設	天龍村役場				
区分	その他行政系施設	施設数	2 施設	延床面積	496.16 m <sup>2</sup>
対象施設	天龍村役場旧南支所、旧神原村役場				
区分	防災施設	施設数	12 施設	延床面積	384.75 m <sup>2</sup>
対象施設	長野町消防詰所、戸口消防器具倉庫、向方消防詰所、坂部消防詰所、大久那ポンプ車庫、大河内消防器具置場、田村消防詰所、小沢消防詰所、原消防自動車車庫、福島消防器具置場、松島消防器具倉庫、防災備蓄倉庫（ヲトナシ）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果に等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

## (7) 公営住宅

本村が管理する公営住宅（公営・村営住宅）のうち、建設されてから20年以上が経過しているものは、今後10年の内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられるため、改修を実施し、住環境の向上を図ります。

◇図表 6-7 公共建築物（公営住宅）の保有状況

公営住宅					
区分	公営住宅	施設数	50 施設	延床面積	2,983.11 m <sup>2</sup>
対象施設	西原公営住宅、東原村営住宅ほか				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p><b>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</b></p> <p>老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p><b>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</b></p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p><b>【安全確保の実施方針】</b></p> <p>点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p><b>【統合や廃止の推進方針】</b></p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な住宅の供給を推進します。なお、今後10年以内に建築後30年を経過する住宅は、計画的に改修や建替え、廃止を検討します。</p>					

(8) その他（公園施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◇図表 6-8 公共建築物（その他）の保有状況

公園					
区分	公園	施設数	2 施設	延床面積	43.73 m <sup>2</sup>
対象施設	ニセンジ自然公園等				
その他					
区分	その他	施設数	6 施設	延床面積	383.17 m <sup>2</sup>
対象施設	向方・南下・本町教員住宅、鶯巣バス停、大河内村営バス車庫、向方お試し住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>各教員住宅は昭和 56（1981）～57（1982）年に建設されており、老朽化が問題となっているため定期的な点検を行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>日常的に点検を行い、適正な維持管理により長寿命化を図るとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活用します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検に基づく修繕においては、居住者、利用者の安心・安全に配慮し、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老朽化が進み入居率が低い住宅については取り壊しを検討すると共に、計画的な改修、建替を検討します。その他施設は現状を維持することとし、利用促進に向け対策を検討・実施します。</p>					

## (9) インフラ施設

### ア 道路

本村における村道の総延長は約131,394m、舗装率は78.1%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

#### ●管理に関する基本的な考え方

##### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

##### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとしします。

##### 【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

##### 【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

## イ トンネル、橋りょう

トンネル、橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路施設の耐震対策を進めます。

また、1ヶ月に1回実施する日常点検（道路パトロール）による異常の早期発見に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

#### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

#### 【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

#### 【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

## ウ 上水道、下水道

水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本村の水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

#### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

#### 【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

#### 【耐震化の実施方針】

大規模な地震への対策や、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

## エ 農林道・農業水利施設

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や保全対策が必要です。

### ●管理に関する基本的な考え方

#### 【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

#### 【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

#### 【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。



## 天龍村公共施設等総合管理計画

平成 29 年（2017 年）3 月策定

令和 4 年（2022 年）3 月改訂

発行／編集 天龍村

〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡 878

電話：0260-32-2001 FAX：0260-32-2525

URL：<http://www.vill-tenryu.jp/>